

# 早期発見・いじめ対応マニュアル

\*詳細は基本方針を参照

## 1 未然防止と早期発見

いじめ防止対策委員会の設置と学校としての取組の策定

○いじめ防止に向けた取組（基本方針を参照）

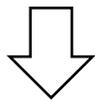
- ・いじめについての共通理解
- ・いじめに向かわない態度や能力の育成
- ・いじめが起きにくい集団の育成
- ・児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成
- ・いじめについての学び
- ・職員研修

○いじめの早期発見に向けた取組

- ・日々の観察（日常の行動・表情の様子、授業中・休み時間、昼食や清掃時、登下校時等）で児童生徒の些細な変化に気付く
  - ・観察の視点（集団から離れて一人である児童生徒への声かけ、服装の乱れや汚れ等に気を配る、持ち物等の紛失にすぐに対応し原因を明らかにするなど）
  - ・連絡帳や生活ノートからの情報
  - ・教育相談や児童生徒面談等による情報
  - ・生活アンケートからの情報
- \*気づいた情報を、学年会や部会等で確実に共有する  
\*情報に基づき速やかに対応する

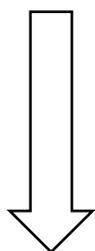
## 2 早期対応の基本的な流れ（問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応）

いじめ情報のキャッチ



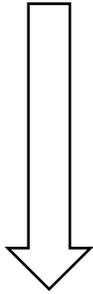
- ・直ちに、学級担任や生徒指導部長に連絡し、管理職に報告する。

正確な実態把握



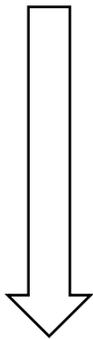
- ・当事者双方、周りの児童生徒から聴き取り、時系列で正確に記録する。
- ・複数の教職員で対応し、個々に聴き取りを行う。
- ・関係職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ・不測の事態に備え、生徒は一人にしない。

### いじめ防止対策委員会による指導体制、方針決定



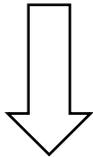
- ・指導のねらいを明確にする。
  - ・全ての職員の共通理解を図る。
  - ・対応する職員の役割分担を行う。
  - ・県教育委員会、関係諸機関との連携を図る。
- \* 生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけでは解決が困難な事案（重大事態の判断）→県教育委員会・警察等へ連絡

### 児童生徒への指導・支援



- ・いじめられた児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・加害児童生徒支援の立場から、加害児童生徒の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点をもつ。
- ・必要に応じて、「スペシャリストサポート事業」等を活用する。

### 保護者との連携



- ・家庭訪問等、直接会って、具体的な対策を話す。
- ・被害、加害児童生徒を問わず保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うなど支援していく。

### その後の対応

- ・「いじめられた児童生徒を徹底して守る」「見守る体制を整備する（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）」など継続的に指導や支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・解消の判断を行う。